

建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料（※１）（法第３０条第１項）

★ 建築基準法関係規定の審査を受ける場合（法第３０条第２項による申出）は、建築物などの確認申請手数料が加算されます。

（一）誘導基準に適合していることを示す書類を提出する場合		
1. 一戸建て住宅（人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る）（※２）		5,800円
2. 1 以外の建築物（※３）		
（１）住宅部分		
当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		11,300円
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		23,800円
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		52,800円
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの		94,700円
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの		119,000円
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの		148,000円
（２）非住宅部分		
当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		11,300円
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの		19,500円
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		31,600円
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		94,300円
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの		149,000円
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの		188,000円
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの		235,000円

※１ 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第二十九条第三項各号に掲げる事項が記載されている場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請の額は、申請建築物（同項に規定する申請建築物をいう。）の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とする。

※２ 住戸の数が一である複合建築物の住宅部分については、一戸建て住宅の手数料額を適用する。

※３ 誘導仕様基準による場合に限り、一戸建て住宅以外の住宅の申請の場合の手数料の額は、共用部分の床面積を除いた床面積の合計により算出した額とする。
誘導仕様基準以外による場合に限り、一戸建て住宅以外の住宅の申請の場合の手数料の額は、住戸部分及び共用部分の床面積の合計により算出した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の床面積は加算しない。

（二）（一）以外の場合		
1. 一戸建て住宅（人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る）（※２）		
誘導仕様基準による場合		
当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの		20,700円
当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの		22,200円
仕様・計算併用法による場合		
当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの		30,100円
当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの		33,200円
標準計算法による場合		
当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの		40,200円
当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの		44,900円
2. 1 以外の建築物（※３）		
（１）住宅部分		
誘導仕様基準による場合		
当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		38,700円
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		66,900円
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		120,000円
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの		183,000円
仕様・計算併用法による場合		
当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		59,800円
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		100,000円
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		175,000円
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの		256,000円
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの		304,000円
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの		354,000円
標準計算法による場合		
当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		81,000円
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		135,000円
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		229,000円
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの		329,000円
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの		390,000円
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの		449,000円
（２）非住宅部分		
モデル建物法による場合		
当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		102,000円
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの		129,000円
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		171,000円
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		276,000円
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの		361,000円
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの		434,000円
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの		509,000円
標準入力法等による場合		
当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの		266,000円
当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの		334,000円
当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの		431,000円
当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		615,000円
当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの		758,000円
当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの		896,000円
当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの		1,020,000円